

北上市告示乙第87号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、町及び字の区域並びにその名称の変更について、別図の案のとおり告示する。

なお、案に係る町及び字の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、案に異議があるときは、住居表示に関する法律第5条の2第2項に定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を付して変更の請求をすることができる。

令和4年7月15日

北上市長 高橋敏彦